



“妊婦のための支援給付” のご案内

すべての妊婦さんに安心して妊娠・出産・子育てしてほしい・・・そんな思いを実現するため、妊婦さんへ「支援給付」を行っていること、ご存じですか？

給付の仕組みはもちろん、保健師・助産師・栄養士等が妊娠・出産に関する疑問や不安に丁寧に応えます。ぜひお気軽にお問い合わせください。

① 対象者

妊娠している人

※この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって

「妊娠」と定義していますので、胎児心拍確認後に、申請を行うことができます。

※流産・死産等の場合も対象となります。その場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に届け出ることができます。



② 支給額

1回目給付（妊婦給付認定後）：5万円

2回目給付（こどもの人数の届出後）：妊娠しているこどもの人数×5万円

③ 申請時期

1回目給付：母子手帳発行後（医療機関において妊娠が確認された後から可能）

2回目給付：出産後の赤ちゃん訪問後（出産予定日の8週間前から可能）

（標準的なフロー図）



④ 申請に必要なもの

- ・申請書
- ・母子健康手帳
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・振込先の通帳、キャッシュカードなど口座番号を確認できるもの

⑤ 申請先

こども未来課または各支所窓口へ提出ください。

電子申請も可能です。



【問い合わせ】 南島原市 こども未来課 こども保健班
TEL：0957-73-6652